

鹿角地域アダプト・プログラム実施要綱

第1条（目的）

地域における社会貢献活動の普及・促進を図るため、地域と行政のパートナーシップによる地域環境の美化・保全等の活動を通じて、地域の共有財産である道路や河川等の公共用物への愛着心を醸成するとともに、地域の活性化や地域課題の解決等に寄与しようとするものである。

第2条（定義）

「鹿角地域アダプト・プログラム」とは、行政の支援のもと、社会貢献に意欲・関心を持つ団体等が活動主体となり、地域環境の美化・保全活動の一環として、道路及び河川の公共施設（以下「公共施設」という。）の一定区域において、定期的に清掃・緑化等の美化及び除草・除雪等の維持管理（以下「アダプト活動」という。）を実施するものとする。

第3条（活動主体）

アダプト活動の実施主体は、地域の自治会及び住民組織、NPO法人、企業並びに学校など、原則、2人以上で活動する団体とする。

第4条（活動計画）

アダプト活動に取り組もうとする団体（以下「アダプト活動団体」という。）が、アダプト活動を実施しようとする場合は、「活動計画書（様式第1号）」を提出するものとする。

第5条（実施態勢の確保等）

アダプト活動団体は、当該団体が実施するアダプト活動の継続・拡大等に努めるものとする。

- 2 行政は、アダプト活動団体の要請等に基づき、必要に応じて関係機関との調整を行うなど、アダプト活動の継続・拡大等の実現に向けた支援に努めるものとする。
- 3 前2項の内容を約定するため、アダプト活動団体と行政は「鹿角地域アダプト・プログラム協働パートナー契約書（様式第2号）」を取り交わすものとする。

第6条（助言及び活動支援）

行政は、アダプト活動に対し、必要に応じて助言を行うものとする。

- 2 行政は、第5条第2項に規定するアダプト活動団体の要請等を迅速かつ的確に把握する機会を確保するとともに、その実現に必要な措置が講じられるよう努めるものとする。

第7条（公共施設管理者間の調整等）

アダプト活動の実施（計画）に際し、活動区域が複数の公共施設管理者に及ぶ場合など、公共施設管理者間の調整等は、アダプト活動団体の要請に基づき行政が行うこととする。

第8条（活動報告）

アダプト活動団体は、アダプト活動を実施した場合は、速やかに「活動実施報告書（様式第3号）」を提出するものとする。

式第3号)」を提出するものとする。

第9条（その他）

この要綱に定めるもののほか、「鹿角地域アダプト・プログラム」の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成26年12月19日から実施する。